

厚沢部町防災情報配信システム整備事業 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 概要

この要領は「防災情報配信システム整備業務」として、災害時に住民への確実、迅速な防災情報伝達を行う設備を整備するものであり、町の提示する仕様書を基本に、町に最も適したシステムの構築や運営方法について創意工夫のある提案を受けることとし、最も効果的、経済的な事業を行う事業者を選定するための必要な手続きを定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

厚沢部町防災情報配信システム整備事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業内容

別紙「厚沢部町防災情報配信システム整備事業仕様書兼要求水準書」のとおり

※ 仕様書の内容は現時点の予定であり、今後変更する場合がある。

(3) 完了期日

本契約締結日の翌日～令和8年3月13日（金）

※ 令和8年3月13日までに完了通知を行う。

※ 完了通知が提出された日から起算し、14日以内に完了検査の受検及び受渡しを行う。

(4) 契約日等

令和7年6月上旬頃までに最良の提案をした者（以下、「優先交渉権者」という。）を選定し、契約を締結する。

(5) 提案限度額

56,100,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※ 上記提案金額については契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約するものではないことに留意すること。

3 事業候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）とし、「厚沢部町防災情報配信システム整備事業審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）の審査により、優先交渉権者を選定する。

4 事業の日程

項目	日程
プロポーザル公募開始（町 HP 掲載）	令和7年4月23日から
質問の受付	令和7年4月23日から 令和7年4月30日午後5時まで ※ 令和7年5月7日質問回答予定
参加表明書の受付	令和7年4月23日から 令和7年5月9日午後5時まで
提案書の提出受付	令和7年5月13日から 令和7年5月23日午後5時まで
審査（プレゼンテーション実施）（予定）	令和7年5月30日
審査結果通知（予定）	令和7年6月2日

契約締結	厚沢部町議会の議決日
------	------------

注：日程は変更となる場合がある。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下、「提案事業者」という。）は、法人格を有し、下記に掲げる要件をすべて満たすものとする。また、複数の者で構成される連合体（以下、「共同企業体」という。）で参加する場合は、5（2）のとおりとする。

（1）単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- イ 厚沢部町競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成25年厚沢部町訓令第11号）第4条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ウ 北海道内に本社又は主要な支社、支店等を有すること。
- エ 事業の実施に必要な各種許可を取得していること。
- オ 厚沢部町から指名停止措置を受けていない者であること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- キ 公租公課の滞納がないこと。
- ク 同種業務又は類似業務の実績があること。
北海道内における国等（独立行政法人含む）又は地方公共団体等及び民間が発注する防災情報配信システム整備実績又はサービスの提供実績を有すること。
- ケ 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

（2）共同企業体の場合（共同企業体を構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。）

- ア 共同企業体は代表構成員と1者もしくは2者の構成員で結成されたものであること。
- イ 代表構成員は、本要領5（1）ア～ウ、オ～キ、ケに掲げる条件を満たすこと。
- ウ 構成員は、本要領5（1）ア～ウ、オ～キ、ケに掲げる条件を満たすこと。
- エ 本要領5（1）エに掲げる条件は代表構成員又は構成員のいずれかが満たすことで足りるものとする。
- オ 本要領5（1）クに掲げる条件は共同企業体を構成する者を単一で見た場合に施工のみ又は設計業務のみの実績であっても共同企業体として補完し合える構成であれば条件を満たすものとする。
- カ いずれの構成企業も、単体又は他の共同企業体の代表、構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

6 質問受付

（1）受付期間

令和7年4月23日（水）から令和7年4月30日（水）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）

なお、受付時間は毎日午前9時から午後5時までとする。

（2）提出方法

厚沢部町総務財政課情報管理係に電話で事前連絡の上、電子メールにて質問書【様式5号】を提出すること。

※ 口頭による質問は不可とする。

(3) 提出先

厚沢部町総務財政課情報管理係

電話番号：0139-64-3311

電子メール：bousai@town.assabu.lg.jp

(4) 回答方法

令和7年5月7日（水）までに、町ホームページの「厚沢部町防災情報配信システム整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領プロポーザル公募ページ」において公表する。

なお、質問を行った企業名は公表しない。また、本プロポーザルの趣旨から離れていると判断する質問への回答は行わない。

6 本プロポーザルの参加手続き

(1) 参加申請

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出し、5に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

参加資格審査結果は、令和7年5月12日（月）までに文書により通知を発出する。

なお、受付期間内に参加表明書を提出していない事業者からの応募は受付けない。

(2) 提出書類

ア 参加表明書【様式1号】

イ 構成企業届【様式2号】

※ 共同企業体で参加する場合のみ作成すること。

ウ 法人概要【様式3号】

※ 共同企業体で参加する場合は各社の法人概要。

エ 同種業務、類似業務等実績報告書【様式4号】

※ 本事業の同種業務、類似業務に関する北海道内の整備実績又はサービスの提供実績を記載すること。ただし、令和2年4月以降の実績を対象とする。

(3) 提出部数

1部（正本1部）

(4) 提出期間

令和7年4月23日（水）から令和7年5月9日（金）まで（休日を除く。）

なお、受付時間は毎日午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出方法

ア 持参

イ 郵送（受付期間内必着とし、特定記録、簡易書留、書留のいずれかで郵送すること。）

※ 郵送の場合は、事前にその旨を連絡すること。

(6) 提出先

〒043-1113 北海道檜山郡厚沢部町新町207番地

厚沢部町総務財政課情報管理係

電話番号：0139-64-3311

FAX：0139-67-2815

電子メール：bousai@town.assabu.lg.jp

(7) その他

ア 資料の作成に要する経費は、本プロポーザル参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は返却しない。

7 提案書の提出

参加資格審査結果通知により、審査に合格した提案事業者は次のとおり提案書等を提出すること。

なお、提出する書類等に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを提出すること。

また、提案書中の文章及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるよう平易な表現に努めること。

(1) 提出書類

ア 提案書【様式6号】

イ 防災情報配信システム整備事業に関する企画提案書（任意様式）

ウ 業務実施体制【様式7号】

エ 事業工程表（任意様式）

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）及び電子データ

※ 電子データの保存媒体はCD-R、DVD-R等の記録メディアとする。

(3) 提出期間

令和7年5月13日（火）から令和7年5月23日（金）まで（休日を除く。）

なお、受付時間は毎日午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出方法

ア 持参

イ 郵送（受付期間内必着とし、特定記録、簡易書留、書留のいずれかで郵送すること。）

※ 郵送の場合は、事前にその旨を連絡すること。

(5) 提出先

6（6）に同じ。

(6) その他

ア 資料の作成に要する経費は、本プロポーザル参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

8 審査

(1) 審査の実施

提案書を基にしたプレゼンテーションにより審査を行う。

ア プレゼンテーション実施日（予定）

令和7年5月30日（金）午後2時～

イ プレゼンテーション参加者

各提案事業者4人以内とする。

ウ プレゼンテーション時間

説明20分、質疑応答10分

エ プレゼンテーションの実施順序

提案書の提出受付順に実施する。

(2) 審査結果通知

審査の結果は文書により通知する。

(3) その他

ア 審査内容及び審査結果についての質問等及び審査結果についての異議は受け付けない。

イ 提出した提案書の変更は認めない。また、新たに提案に関する資料を求めることは想定していない。ただし、審査委員会にて追加資料提出の要望があった場合には

この限りではない。

ウ プレゼンテーションは各審査委員に提案書を配付するとともに、提案事業者がプロジェクターを使用して提案内容を説明する。なお、町が用意する物はスクリーン、プロジェクター及び電源のみとする。

エ プレゼンテーションの進行は事務局（総務財政課）が行う。

オ 提案事業者からの説明時間は、原則20分以内とすることから、時間を計測し、開始時及び終了2分前、終了時には提案事業者に合図する。

カ 審査終了後は、配付した提案書は回収する。

9 審査方法等

(1) 審査方法、審査結果通知

ア 審査委員会の審査において総合的な評価を行い、最も総合点が高い提案事業者を優先交渉権者に出す。

イ 総合点が高い提案事業者が複数ある場合は、最も価格の評価が高い提案事業者を第1位とする。

ウ プレゼンテーション後、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(2) 審査基準

ア 提案書について総合点の評価する。

イ 評価は点数化し、100点満点とする。

(3) 実施能力に関する評価

項目	評価事項	配点
① 会社概要	今回の事業が遂行できる経営規模、技術的能力があるか。	10
② 整備実績	同規模以上の整備実績を有しているか。	10
③ 実施体制	今回の事業に対して十分な実施体制を有しているか。	10

(4) 企画提案内容に関する評価

項目	評価事項	配点
① 事業の背景、目的の理解度	事業の背景、目的を理解した提案であるか。	10
② 機能性、利便性	利用者にとって利便性が高い機能を有しているか。	10
③ 信頼性	災害発生時においても継続して利用できる対策がなされているか。	10
④ 拡張性、将来性	将来的な機能拡張が容易に行える提案となっているか。	10
⑤ 導入、保守、保証	導入から、保守に至る過程の計画が明確であり、本町の業務に対する配慮がされているか。緊急時の窓口体制が確立されているか。	10
⑥ 価格	整備費用、および、維持費用(10年間)が妥当であり、削減に取り組んでいるか。	10
⑦ 自由提案	上記以外で、本町にとって有益と判断できる提案があるか。	10

10 契約の締結

(1) 契約の締結

ア 優先交渉権者は町との間で諸条件等、詳細な協議を行い、町との詳細な協議が整えば、委託契約を締結する（委託契約を締結した事業を以下、「受託事業者」という。）。

イ 町は提案内容を尊重しながら、内容の変更を求めることができる。

ウ 契約形態は随意契約とし、見積書の提出を求める。

エ 契約金額は原則として、提案された提案限度額の範囲内とする。

オ 優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点提案事業者と詳細協議を行い、受託事業者を決定する。

(2) 留意点

ア 契約等に関する事務手続きは、町の条例及び規則等の定めるところによるものとする。

イ 事業提案から契約締結までに発生した諸費用については、受託事業者の負担とする。

ウ 提案金額からの変更は減額のみ可能とし、町の指示以外での増額は認めない。

11 事業の進行について

(1) 必要に応じて本事業に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を事業に配置すること。

(2) 受託事業者は、町が指定した業務担当者との打ち合わせを十分に行うほか、着手前に施実施計画書（施工図、設計図等）を提出し、町の承認を得ること。

(3) 受託事業者は、契約書及び町の承諾を得た実施計画書等に基づき、町の指示に従い実施及び業務管理を行うこと。なお、実施は町の承認を得た上で着手すること。

(4) 安全な現場運営と騒音等について周辺に配慮すること。

(5) 受託事業者は本事業の進捗状況等について適宜、町に報告を行うこと。

(6) 本事業で取り扱う情報に対する守秘義務を徹底すること。

(7) 本事業の実施に必要な町が所有する資料等については、町が受託事業者に貸与するものとし、本事業の目的外利用を禁止する。

(8) その他本要領及び契約書等に記載のない事項又は本事業実施上生じた疑義については、町と受託事業者で協議の上、これを定めるものとする。

(9) 受託事業者は、本要領及び配付資料等、諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

(10) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア 受託事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、町は受託事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、受託事業者が当該期間内に改善することができなかった場合には、町は受託事業者との契約を解除することができるものとする。

イ 受託事業者が倒産し、又は受託事業者の財務状況が著しく悪化し、事業の継続が困難と認められる場合には、町は受託事業者との契約を解除することができる。

ウ 上記ア又はイの事項により契約を解除した場合には、受託事業者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。

エ 不可抗力その他、町又は受託事業者の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、町と受託事業者は、事業継続の可否について協議する。

12 失格事項

本プロポーザルの参加者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合

は、その提案事業者を失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合。
- (2) 作成形式及び本要領や記載要領に示された要件に適合しなかった場合。
- (3) 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実を記載しなかった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

13 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 参加表明申込書提出後に辞退する場合は、参加辞退届【様式8号】を提出すること。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しないとともに、提出された提案書等の著作権は、それぞれ提案事業者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案事業者にすべて帰属するものとする。なお、町は提案事業者の承諾を得ずに提出された提案書等は無償で複製、使用できるものとする。
- (5) 提案書の作成や提出等の本プロポーザル参加に係る費用は、提案事業者の負担とする。
- (6) 町の配付する資料及び質問に対する回答は、本要領と一体のものとして扱うものとする。
- (7) 本手続において、使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定めるものとする。
- (8) 審査結果及び優先交渉権者は公表する。
- (9) 本要領に定めるもののほか、厚沢部町の契約に関する規則その他関係法令等を遵守すること。